国自安第２３５号の２
国自貨第４７号の２
国自整第９５号の２
令和７年８月７日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

物流・自動車局 安全政策課長
貨物流通事業課長
自動車整備課長
（　公　印　省　略　）

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

受付
7.8.12
全霊協

国自安第２３５号
国 自 貨 第 ４ ７ 号
国 自 整 第 ９ ５ 号
令和７年８月７日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長
殿

物流・自動車局 安全政策課長
貨物流通事業課長
自動車整備課長
（　公　印　省　略　）

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年３月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）
※本文のみ

改　　正	現　　行
制　　定　平成 15 年 3 月 10 日　　国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正　令和 7 年 8 月 7 日　　国自貨第 235 号 国自安第 47 号 国自整第 95 号	制　　定　平成 15 年 3 月 10 日　　国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正　令和 6 年 10 月 11 日　　国自貨第 391 号 国自安第　94 号 国自整第 158 号
第 7 条　点呼等 1.　第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係 (1)・(2)　（略） (3)　「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。 ・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）」第 2 条において規定する遠隔点呼、業務前自動点呼及び業務後自動点呼 ・輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法 ・一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第 7 条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法 (4)～(8)　（略） (9)　遠隔点呼の実施に係る留意事項	第 7 条　点呼等 1.　第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係 (1)・(2)　（略） (3)　「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。 ・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼 ・輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法 ・一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第 7 条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法 (4)～(8)　（略） (9)　遠隔点呼の実施に係る留意事項

ア　運転者等が遠隔点呼等のみを受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。	（新設）
イ　遠隔点呼実施時に運転者等の健康状態を確認する際、運転者等の顔の表情や話し方、当該運転者等からの自己申告の内容から総合的に健康状態が判断されるが、遠隔点呼実施時の運転者等の体温、血圧等の測定結果を平時の測定値と比較して判断がなされることが推奨される。	（新設）
ウ　点呼告示第5条第8号の機能によって電磁的方法により記録され、遠隔点呼実施地点間で共有された事項について、遠隔点呼を受けた運転者等が属する営業所の運行管理者等は、当該遠隔点呼の実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、上記共有事項について確認するよう指導すること。	（新設）
エ　点呼告示第6条第2号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。	点呼告示第6条第2号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。
オ　点呼告示第7条第5号の連絡及び同条第6号の体制の整備がなされるよう、遠隔点呼実施地点間の運行管理者等の間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えるよう指導すること。	（新設）
⑽　（略）	⑽　（略）
⑾　自動点呼の実施に係る留意事項	⑾　業務後自動点呼の実施に係る留意事項
ア　自動点呼を実施しようとする事業者には、「自動点呼機器認定要領（令和7年6月11日付け国自安第28号）」に基づき、国土交通省の	業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和5年3月31日付け国自安第160号）」に基づき、国土

認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

イ　運転者等が自動点呼等のみを受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1 か月に 1 回以上、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。

ウ　業務前自動点呼を行う前までに、運転者等の平時の体温及び血圧の値を 10 日分程度取得し、業務前自動点呼実施時における当該運転者等の平時の値を把握すること。なお、当該値については、第 3 条第 6 項に基づく健康状態の把握等により定期的に確認し、随時見直すことが推奨される。

エ　点呼告示第 10 条第 1 号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での自動点呼の実施を防止する趣旨であるところ、自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備えることをはじめとして、運行管理者等が、自動点呼機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

⑿　自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア　自動点呼を実施しようとする事業者には、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 6 の届出書を提出するよう指導すること。

イ　提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 7 の届出書を提出するよう指導すること。

ウ　自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 8 の届出書を提出するよう指導すること。

交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

（新設）

（新設）

点呼告示第 10 条においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での業務後自動点呼の実施を防止する趣旨であることから、業務後自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、業務後自動点呼機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を業務後自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

⑿　業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア　業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 6 の届出書を提出するよう指導すること。

イ　提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 7 の届出書を提出するよう指導すること。

ウ　業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、業務後自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 8 の届出書を提出するよう指導すること。

⑬・⑭　（略）
2. 第 4 項関係
3. 第 5 項関係
(1) 業務前点呼
①・②　（略）
③　運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
④～⑩　（略）
(2) 中間点呼
①・②　（略）
③　運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
④～⑨　（略）
(3) 業務後点呼
①・②　（略）
③　運転者等が従事している運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
④～⑨　（略）
(4) 点呼告示第 7 条第 12 号、第 11 条第 1 項第 16 号及び同条第 2 項第 13 号に基づきあらかじめ定めた点呼実施場所について、以下のとおり記録するよう指導すること。
（例）〇〇県××市　△△（実施場所概要：車内、宿泊施設名等）

第 54 条　講習事務規程の記載事項
(1)　（略）
(2)　貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書における「講習修了番号」の例
（例）ＪＧ００１－０００００１
・波線部は、国土交通省物流・自動車局安全政策課において、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録をした際に、当該講習機関を識別するために付す符号を示す。
・二重線部は、各登録貨物軽自動車安全管理者講習機関において、貨物軽

⑬・⑭　（略）
2. 第 4 項関係
3. 第 5 項関係
(1) 業務前点呼
①・②　（略）
③　運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
④～⑩　（略）
(2) 中間点呼
①・②　（略）
③　運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
④～⑨　（略）
(3) 業務後点呼
①・②　（略）
③　運転者等が従事している運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
④～⑨　（略）
(4) 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受ける場所としてあらかじめ定めた場所として、以下のとおり記録するよう指導すること。
（例）〇〇県××市　△△（実施場所概要：車内、宿泊施設名等）

第 54 条　講習事務規程の記載事項
(1)　（略）
(2)　貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書における「講習修了番号」の例
（例）１－０００００１
・波線部は、国土交通省物流・自動車局安全政策課において、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録をした際に、当該講習機関を識別するために付す符号を示す。
・二重線部は、各登録貨物軽自動車安全管理者講習機関において、貨物軽

自動車安全管理者講習の修了者に対して付す修了番号を示す。	自動車安全管理者講習の修了者に対して付す修了番号を示す。
附　則（令和７年８月７日付け国自貨第235号、国自安第47号、国自整第95号） 改正後の通達は、令和７年８月７日から施行する。	（新設）